

協会員の役職員に対する処分について

平成21年2月17日

日本証券業協会

はじめに

平成20年5月20日付で報告された「内部者取引防止に関する内部管理態勢等のあり方に関する論点整理」(内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング報告書)において、協会員の役職員が関与するインサイダー取引に対する一層の抑止力向上を目的として、インサイダー取引に関与した協会員の役職員に対して、現状以上の厳しい措置を用意すべきであるとの考え方が示された。

また、インサイダー取引のみならず金融商品取引業の信用を著しく失墜させる法令等違反行為が後を絶たないことから、それら法令等違反行為の抑止を目的として、協会員の役職員に対する処分のあり方全般についても厳格化の観点から検討することとなった。

本協会では、協会員の役職員に対する処分等についての検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、平成20年9月に「協会員の役職員に対する処分のあり方ワーキング」(以下「本ワーキング」という。)を設置し、3回にわたり検討を行ってきた。

1. 協会員の役職員に対する処分の目的と検討要素

本協会が行っている協会員の役職員に対する処分には、行政処分と自主規制処分がある。行政処分や自主規制処分が目指すものは、これらの処分を通じて、有価証券の売買その他の取引等の公正を確保することにより、投資者の保護を図り、もって金融商品取引業及び金融商品取引市場に対する信頼性の維持、向上に資することにある。

本協会は、上記の趣旨に基づき協会員の役職員に対する処分を行うに際しては、法令等違反行為の内容、罰則の有無及び重さ、常習性(違反回数、行為の期間)、取引金額、事故金額、顧客被害の程度(顧客数、顧客被害額)、過去の行政処分及び自主規制処分の有無、役職、情状(故意、隠蔽の有無、動機、原因、方法、手口、利得の有無、被害者との関係、被害の弁償、利得の吐出し状況、発覚の経緯等)、刑事訴追の有無並びに反社会的勢力の関与の有無等の諸点を考慮し、行為の重大性、悪質性、反復可能性、社会的影響度等を総合的に審査することとしている(以下「処分の検討要素」という。)

2. 不都合行為者処分について

(1) 採用禁止期間を無期限とする不都合行為者処分(「無期限不都合行為者処分」)制度導入の是非

今回の検討の背景には、相場操縦、インサイダー取引等の重大かつ悪質な法令等違反行為の根絶を図り、投資者保護を徹底し、金融商品取引市場への信頼の保持を期するためには、相当強力な措置をも検討せざるを得ないという認識があり、我が国においても、米国などにみられるように、「重大違反者を業界内に受け入れない」という自主ルールを導入することとし、この自主ルールをあらかじめ金融商品取引業に従事する者に周知徹底することを通じ

て、重大違反行為の抑止を期することが是非とも必要であると考え。

制度の仕組みとしては、違反行為抑止に向けた自主規制機関としての姿勢を明確にすることや、仕組みの分かりやすさという観点からみて、違反行為後の外務員資格の取得を永久的に認めないなどの事実上の排除措置ではなく、採用禁止期間を5年間とする従来の不都合行為者処分（以下「5年間不都合行為者処分」という。）の延長上の措置として、違反内容の重大度、悪質度が大きく、金融商品取引業の信頼への影響が特に著しい者を対象とする、無期限の採用禁止措置として設計することが適当であると考え。

一方、新たな制度の導入に当たっては、対象範囲を明確にすることや、処分決議要件の厳格化、行為者本人への弁明の機会の付与及び不服申立て手続きの整備などの措置も必要と考えられる。

(2) 無期限不都合行為者処分となる対象行為等

不都合行為者処分の適用対象となる行為については、金融商品取引業に関連して行った行為に限ることとし、以下の から に該当する場合において「処分の検討要素」を総合的に勘案し、本制度の適用を検討することが適当である。

金融商品取引法上重い罰則のある法令違反行為（例えば、相場操縦やインサイダー取引等）を行った場合又は金融商品取引業に関連して重大な違反行為（例えば、贈賄、利益供与等）を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合

金融商品取引業に関連して、顧客資産の横領、顧客への詐欺的行為等を行った場合又は専ら自ら（親族、友人、知人その他の関係者を含む。）の利益を追求する目的で法令等違反行為を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合

金融商品取引業に関連して、反社会的勢力と共謀して法令等違反行為を行った場合であって、かつ、その行為が金融商品取引業の信用を著しく失墜させたと認められる場合

また、過去に不都合行為者処分を受けた者について、再び不都合行為者処分を検討する必要がある場合には、無期限不都合行為者処分の検討を行う必要があると考え。なお、5年間不都合行為者処分の適用対象については、上記の から の場合で無期限不都合行為者処分とならなかったもの又は以下に該当する場合に適用を検討することが適当である。

- a. 登録取消処分又は資格取消処分の対象となる行為を行った場合
- b. 協会の役員（取締役、監査役、執行役、執行役員、又はこれらに準ずる者をいう。）が法令等違反行為について主導的な役割を担っていたと認められる場合

(3) 手続き面の整備（弁明の機会付与、不服の申立て）

新たな制度の導入に当たっては、弁明の機会の付与等処分の事前手続きを充実し、その処分が予定される者に対して直接弁明の機会を付与するべきである。また、処分後、当該処分に対する不服申立ての方法等についての制度整備を併せて行うことが適当である。

イ 弁明の機会付与

協会員から提出された事故顛末報告書を審査した結果、法令等違反行為を行った者に対し無期限不都合行為者処分が予定される場合は、本協会から行為者及び当該協会員（以下「行為者等」という。）に対して直接弁明の機会を付与する旨の通知を行い、行為者等は出頭又は書面により弁明を行うことができることとし、その弁明の内容について処分の審議を行う外務員等規律委員会に報告することが求められる。

なお、5年間不都合行為者処分が予定される場合についても、上記手続きによることが望ましい。

ロ 議決の要件

無期限不都合行為者処分の決定については、より重大な議決であることから、出席した外務員等規律委員会の構成員の3分の2以上の多数決により行うという慎重な手続きを行うことが適当であると考ええる。

ハ 不服の申立て

無期限不都合行為者処分を決定した場合、処分を執行する前に処分の内容、期限、方法等を書面により行為者等に対して通知し、不服があるときは不服申立書を本協会に提出することとする仕組みを設ける必要がある。

なお、5年間不都合行為者処分の執行に際しても、上記手続きによることが望ましい。

(4) 解除の手続き

解除の要件は、処分後に新事実（無罪が確定した場合を含む）が判明した場合及びその他特段の事情が認められる場合に限ることが適当である。なお、解除の申請は、現行規則では協会員のみが行えることとしているが、当該処分を受けた者を採用しようとする協会員に加え、当該者からの直接申請を認めることが適当であると考ええる。

なお、5年間不都合行為者処分の解除についても、上記手続きによることが望ましい。

(5) 施行時期等

無期限不都合行為者処分については、今後、規則改正等所要の手続きを行い、周知を図ったうえで施行し、改正規則施行以降の行為について適用することが適当である。

3. 営業責任者等の資格に関する処分について

営業責任者の資格に関する処分については、現在、1年以内の期間を定めて営業責任者の資格を停止することができることとされている。他方、外務員の資格に関する処分については、2年以内の資格停止処分又は資格取消処分を行うことができることとされている。

両制度の実際の運用に当たっては、営業責任者資格については、資格取消処分が存在せず、資格停止の期間については、外務員の資格停止処分のほうが長期間となっているため、見直しを行う必要がある。

具体的には、新たに営業責任者資格の取消処分を設けるとともに、営業責任者資格の停止期

間を延長し、現行の外務員資格に関する処分制度と同水準とすることが適当である。

また、同様の趣旨から、内部管理責任者についても、資格停止処分や資格取消処分を行えるようにすべきである。

4．処分の検討要素等の明示

協会員の役職員処分全体に通ずる考え方を示すこととすれば、処分の透明性及び予見可能性が高まり、法令等違反行為の抑止の一助となるため、本協会が、協会員の役職員に対する処分において考慮してきている処分の検討要素や審査に際しての指針について、協会員の役職員に対して明示することが望ましいと考える。

おわりに

今般の本ワーキングにおける提言と役職員に対する処分についての基本的な考え方を公表することにより、処分の透明性及び予見可能性を高め、協会員各社において、経営陣、内部管理部門並びに営業部門のすべての役職員が、自らの行動を改めて見つめ直し、法令等遵守意識の向上に繋がるきっかけにならんことを強く期待し、また、今後導入されることとなる無期限不都合行為者処分制度が、実際に発動されることなく抑止効果のみに止まることを切に願うものである。

また、国内外での人材の流動化が今後さらに活発化するであろうことを考慮すれば、将来的には、国内の金融商品取引業と類似する業界及び海外での同種の業界において重大な法令等違反行為を行った者が当業界に入ることのないよう、いかに排除するかという課題についても、本制度の定着状況を見極めつつ、国内外の自主規制機関等と連携する等により検討を行っていく必要があると思われる。

以 上